

法定外の労災保険の付保について

令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映するよう位置付けられたことを踏まえ、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）で定める現場管理費率が令和2年4月に改訂されました。

これを受け、中部森林管理局では、令和3年1月1日以降に入札手続きを開始する森林土木工事において、受注者が法定外の労災保険に確実に付するよう設計図書に明示し、要件化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和2年10月1日以降に入札手続きを開始した森林土木工事においては、法定外の労災保険に係る保険料等の費用が現場管理費率の中に計上されており、法定外の労災保険の付保について設計図書に明示されていない場合であっても、技術者、技能労働者等の労働環境を整備する観点から、法定外の労災保険の付保をお願いします。